平成２１年（フ）第３４９号
岡山県倉敷市酒津2484番地３
債務者　竹並　淳子
１　決定年月日時　平成21年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第３５３号
岡山県倉敷市北畝７丁目４番30号
債務者　稲村みどり
１　決定年月日時　平成21年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２０年（フ）第４２号
岩手県二戸市浄法寺町下藤43番地１
債務者　佐藤　京子
１　決定年月日時　平成21年10月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月１日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２１年（フ）第５３号
岩手県二戸郡一戸町女鹿字中崎58番地３
債務者　苗代澤一也
１　決定年月日時　平成21年10月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月１日午前11時50分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２１年（フ）第５４号
岩手県二戸郡一戸町女鹿字中崎58番地３
債務者　苗代澤由紀子
１　決定年月日時　平成21年10月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月１日午前11時50分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２１年（フ）第２４７７号
横浜市泉区新橋町999番地
債務者　高橋　弘樹
１　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４８８号
横浜市港北区大倉山１丁目８番10―205号
債務者　吉野　譲二
１　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５０７号
横浜市港北区大曽根台17番６号
債務者　北條　正嗣
１　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５１７号
横浜市中区西竹之丸101番地１　グリーンヒルズ山手201
債務者　野村　美架（旧姓横田）
１　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７３８１号
大阪府枚方市池之宮１丁目17番52号
債務者　丸目　潤也
１　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２２号
愛知県安城市三河安城本町２丁目３番地８　ＣＡＳＡ・ＶＥＲＤＥ401
債務者　ヴェース弘子
１　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月16日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第６０６号
愛知県岡崎市薮田１丁目15番地１
債務者　琴岡かつ子
１　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月16日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第６７３号
愛知県安城市横山町下毛賀知39番地７
債務者　山田　孝憲
１　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月16日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第６７７号
愛知県額田郡幸田町大字菱池字阿原６番地１
債務者　谷山　由美
１　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月16日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１１９号
島根県出雲市高松町1518番地３
債務者　今岡　博之
１　決定年月日時　平成21年10月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月30日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

破産廃止

平成１５年（フ）第１５４５号
大分県別府市大字鶴見1666番地の28
破産者　森川　　勇
１　決定年月日　平成21年９月30日
２　主文　本件破産を廃止する。
３　理由の要領　破産財団をもって破産手続の費用を償うに足りない。
大分地方裁判所民事第１部